

令和8年10月

大口需要者 特約制度の ご案内

- 水道水を安く提供します。
- お客さまの申出により個別に契約いただきます。

より安心、より使いやすい水道をめざして、
お客さまのビジネススタイルを応援する
料金制度のご提案です。

宇都宮市上下水道局

はじめに

宇都宮市の水道は、大正5年に給水を始めてから現在まで、市民の皆さまが安全な水道を安心して利用できるよう努めてまいりました。

これからも、より安心、より使いやすい水道をめざして、お客さまのビジネススタイルを応援する料金制度をご提案いたします。

大口需要者特約制度とは

(個別需給給水契約)

- 水道水を安く提供します。

本市の給水能力の範囲内で、上下水道局が設定する「基準水量」を超えて使用した水道水を低額な単価で提供します。

- お客さまの申出により個別に契約していただきます。

※水道水を本制度の料金体系で使用するか通常の料金体系で使用するかは、お客さまがご選びいただけます。

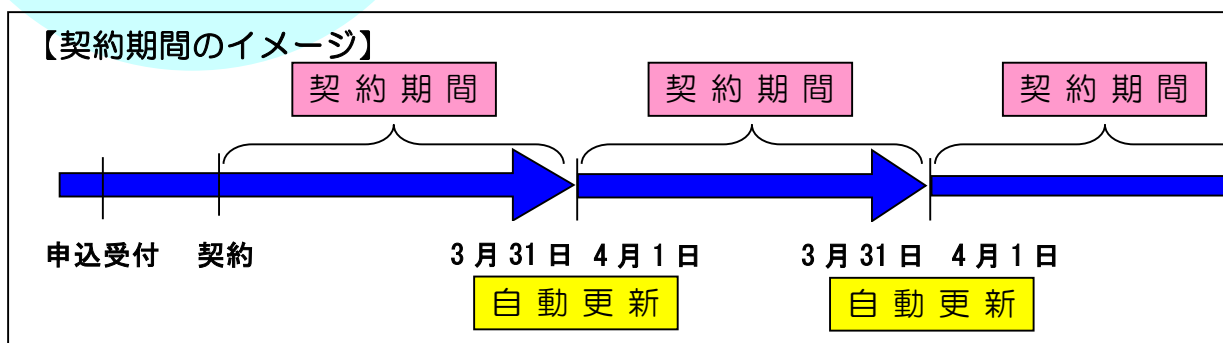
適用要件

本契約を結ぶには、お客さまが次の要件を全て満たしていることが必要となります。

- 本市水道を継続して1年間以上使用していること
- 本契約の期間の前年度に、1つのメーターにつき水道水の使用量が1,500 m³以上の月が2月以上（使用量が3,000 m³以上の期が1期以上）あること
- 料金の特例※の適用を受けていないこと
※湯屋用、集合栓、連合栓
- 水道料金を滞納していないこと

契約期間

- 本契約の期間は、適用を開始すると決定した日※から、その日の属する年度末（3月31日）までとなります。※自動継続の場合は4月1日
- 契約期間終了に先だって、契約解除の申出がなく、適用要件を全て満たしている場合には、契約期間を1年ごとに自動更新するものとします。

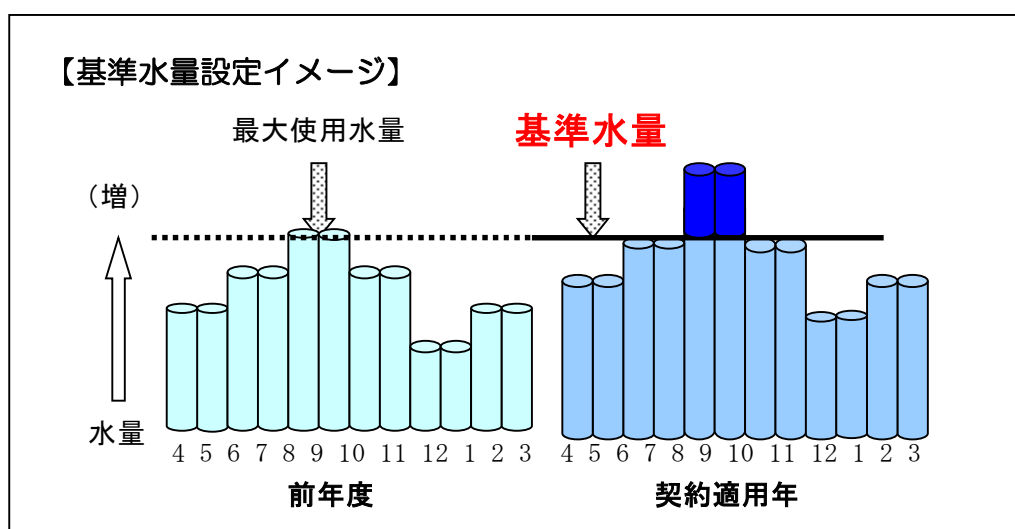


基準水量

- 契約期間の前年度のうち、最も使用水量の多い月の水量を基に算定します。
- 漏水等により最大使用水量が増加している場合は、過去の実績を考慮して基準水量を定めます。
- 算定した基準水量は、特段の事情がない限り当該年度末（3月31日）まで適用されます。

計算方法

契約期間の前年度のうち、最も使用水量の多い月の水量
 $\times (30 \text{日} \div \text{実検針日数})$ ※100 m³未満の端数切捨て



水道料金について

通常の従量料金の単価が 391 円/㎥（税抜き）（1 月あたり 201 ㎥以上）のところ、

●基準水量を超えて使用した水量分は、

単価が **1 6 8 円 8 5 銭**※/㎥（税抜き）になります。

※単価は前々年度の給水原価になります。上記単価は令和 8 年度適用単価です。

水道料金の計算例(2か月分)

☆水道メーターの口径が 100mm、基準水量が 8,000 ㎥/2 か月、使用水量が 9,000 ㎥/2 か月の場合

○通常料金：3, 9 0 2, 7 1 2 円（税込み）

料金区分	水量(㎥)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			56,000	3,547,920 (税込み3,902,712円)
従量料金	~10	37.00	370	
	11~20	65.00	650	
	21~40	212.00	4,240	
	41~100	286.00	17,160	
	101~200	341.00	34,100	
	201~400	364.00	72,800	
	401~9,000	391.00	3,362,600	



○大口需要者特約制度適用料金：**3, 6 5 8, 3 4 7 円**（税込み）

料金区分	水量(㎥)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			56,000	3,325,770 (税込み3,658,347円)
従量料金	~10	37.00	370	
	11~20	65.00	650	
	21~40	212.00	4,240	
	41~100	286.00	17,160	
	101~200	341.00	34,100	
	201~400	364.00	72,800	
	401~8,000	391.00	2,971,600	
	8,001~9,000	168.85	168,850	

2 4 4, 3 6 5 円お得になります。

契約の解除

原則として本契約は、適用要件を全て満たし、上下水道局及び契約者のどちらからも解除の申出がない限り1年ごとに自動更新されます。ただし次の場合には、契約が中途解除になります。

- 契約者が、本契約が適用となっているメーターの使用を中止したとき
- 本契約が適用となっているメーターの使用者が変更されたとき、また、メーターの用途が変更されたとき
- 契約者が料金を滞納するなど契約者の義務を誠実に履行しないとき

お申込みについて

- 申込書に必要事項を御記入のうえ、直接または郵送で下記までお申込みください。 ※自動更新の場合は必要ありません。

お申込みは

〒320-8543 宇都宮市河原町1番41号
宇都宮市上下水道局
お客さまサービス課 管理収納グループ
TEL028-633-3188

大口需要者特約制度に関する Q&A

Q1 最大使用量を基準水量にするのはなぜ？

A1 大口のお客さまの経済活動などがより活発に展開されるよう応援するため、過去4月から3月までの1年間の最大使用水量を1つの指標として設定させていただきます。

Q2 水道の使用実績が、前年とくらべ大幅に変わってしまった場合はどうなりますか？

A2 適用要件を満たす限り、原則、契約は自動更新します。使用実績は翌年度の基準水量に反映されます。

Q3 適用要件を満たせず、契約が更新されませんでした。今後、適用要件を満たしたときには、再度申し込みをする必要がありますか？

A3 適用要件を満たしたときには、再度申し込みが必要です。

地球の限られた資源である

「水」を守り、「水」にこだわり、「水」を通じて、

快適な生活環境を確保するとともに、

お客様に最良のサービスを提供し、

未来に向かって

地球環境の保全に貢献します。

～上下水道局のミッション(組織の使命)～

宇都宮市上下水道局

お客さまサービス課

〒320-8543

宇都宮市河原町1番41号

TEL 028-633-3188

FAX 028-680-5595